

# 受領委任払いについて

## 1 受領委任払いとは

介護保険制度における住宅改修の支給方法については、償還払い（利用者が住宅改修に係る費用を事業者に一旦全額支払った後に、岩沼市に申請し9割～7割の支給を受ける）による支給方法となっており、利用者の経済的負担が一時的に大きくなることから利用しにくい面があると言われていました。

そこで岩沼市では、利用者の負担感を軽減し、制度を利用しやすいものとするため、現在の償還払いに加え、住宅改修の受領委任払い（利用者は1割～3割を事業者を支払い、住宅改修費の受領に関する委任を利用者から受けた業者が、岩沼市に9割～7割の請求を行い受領する）による支給方法を新たに令和2年4月から行います。

## 2 受領委任払いによる住宅改修費の支給

受領委任払いの支給申請を行なう事業者は、住宅改修後、保険給付分を除いた住宅改修費を利用者から受領し、利用者の氏名を明記した領収書を発行します。

事業者は、住宅改修費（保険給付分）の受領について、利用者から委任を受け、岩沼市に支給申請をします。

岩沼市で申請内容等について審査を行い、支給決定したものについては、申請を受けた月の翌月末に支給します。

※支給申請は住宅改修完了後になります。

# 支給申請時の注意点

## 1 利用者の負担割合について

利用者の負担割合は、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

負担割合は、領収書日時点での負担割合が適用されます。

## 2 支給限度額について

支給限度額は20万円ですが、利用者によっては異なる場合がありますので、必ず確認のうえで住宅改修を行ってください。

## 3 領収書について

介護保険対象外の改修を同時に行った場合は、領収書に但し書きとして、介護保険対象額〇〇円、介護保険対象外額××円と記載してください。